

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年10月20日
【会社名】	株式会社ジェクシード
【英訳名】	GEXEED CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 大島 剛生
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目17番地11
【電話番号】	03(5259)7010
【事務連絡者氏名】	経理 I R 部マネージャー 町田 英彦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目17番地11
【電話番号】	03(5259)7010
【事務連絡者氏名】	経理 I R 部マネージャー 町田 英彦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 484,800円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払 い込むべき金額の合計額を合算した金額 240,484,800円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及 び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株 予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際し て払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少しま す。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(第3回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	48個(新株予約権1個につき50,000株)
発行価額の総額	484,800円
発行価格	新株予約権1個につき10,100円(新株予約権の目的である株式1株当たり0.202円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成26年11月5日(水)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ジェクシード 経理IR部 東京都千代田区神田錦町三丁目17番地11
払込期日	平成26年11月5日(水)
割当日	平成26年11月5日(水)
払込取扱場所	株式会社横浜銀行 品川支店

(注)1. 第3回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)の発行については、平成26年10月20日(月)開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社ジェクシード 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社の単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式2,400,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は50,000株とする。）。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が下記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額（同欄第2項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日まで、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日まで上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、100円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）</p> <p>調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

普通株式について株式の分割により株式をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(2)号 から にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の東京証券取引所JASDAQスタンダード(以下、「東証JASDAQスタンダード」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

	(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	240,484,800円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成26年11月5日から平成28年11月4日(但し、平成28年11月4日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、下記「組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ジェクシード 経理IR部 東京都千代田区神田錦町三丁目17番地11 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社横浜銀行 品川支店
新株予約権の行使の条件	1. 本新株予約権の行使によって取得することとなる株式数が、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない。 2. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 3. 各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下、「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>
--------------------------	---

(注) 1. 本新株予約権の行使指示

当社は、割当予定先と締結されるコミットメント条項付き第三者割当契約(以下、「本契約」という。)に基づき、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定割合を超過した場合(かかる場合を以下、「条件成就」という。)、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、本新株予約権の行使を指示(以下、「行使指示」という。)することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。

具体的には、各行使指示は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%(130円)を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東証JASDAQスタンダードにおける当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%(150円)を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東証JASDAQスタンダードにおける当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、本契約に基づく行使指示の株数は、直近7連続取引日(条件成就の日を含む。)の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社(以下、「マイルストーン社」という。)と当社の大株主である株式会社ティーオーコーポレーションが締結した株式貸借契約(注1)の範囲内(300,000株)とすることとしております。

(注1) マイルストーン社が、本新株予約権を行使して株式が発行されるまでの間につなぎ売りを行う目的で、株式会社ティーオーコーポレーションから株式を借り受けることを内容とするものです。

2. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、

かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとします。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

3. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、上記2「本新株予約権の行使請求の方法」(1)の行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金されたときに発生する。

4. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

5. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
240,484,800	6,000,000	234,484,800

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(484,800円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(240,000,000円)を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士・新株予約権評価費用4,500,000円、登記関連費用1,000,000円、その他諸費用(株式事務手数料・外部調査費用)500,000円となります。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用及び株式事務手数料は減少します。

4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

手取金の使途は主に、既存事業の規模・地域の拡大(以下(1)から(3))と、取扱い製品ラインの拡大による新規事業展開(以下(4)から(8))となります。

	項目	内容	金額 (千円)	時期 (期間)
(1)	M & A	・既存事業における取引関係企業の購入 ・ERPに関連する人財獲得及び設備費等	100,000	2014年11月～2015年9月
(2)	拠点設立	・関西拠点設立調査費用 ・設備、インフラ、事務所等費用	30,000	2014年11月～2015年9月
(3)	海外事業展開	・事業マーケティング費用 ・外部調査費用関連費用	10,000	2015年1月～2016年3月
(4)	クラウドERP(注1)	・担当スタッフへの教育/訓練 ・育成関連設備/部材等の購入	15,000	2014年11月～2015年3月
(5)	クラウドタレントマネジメント(注2)	・担当スタッフへの教育/訓練 ・育成関連設備/部材等の購入	15,000	2015年1月～2015年9月
(6)	プラットフォーム事業	・市場調査、技術調査関連費用	15,000	2014年11月～2015年12月
(7)	人事関連ソフト	・人財開発ソフトテンプレート開発 ・外部委託費用/ソフト購入関連	30,000	2014年11月～2015年12月
(8)	自社製品開発	・自社製品開発費用 (ワークスタイル変革)	19,484	2014年11月～2016年3月
		合計	234,484	

(注1) ERP: Enterprise Resource Planningの略称で、会計・財務・販売・生産・物流・在庫管理等の業務を統合的に管理する、企業経営の基幹システムの総称です。

(注2) タレントマネジメント: 企業力の向上、売上拡大を実現するために、人財の最適配置や後継者育成を目的として、企業における人財の採用、育成、評価を、人を中心とした仕組みで管理をする人財管理システムで、欧米で導入が進み日本国内での関心が高まっています。

(注3) 使途優先順位: 上記(1), (2), (4), (5)を最優先、(7), (8)を優先して充当する予定です。

(注4) 上記使途に必要な資金が充分調達出来ない場合は、基本的に使途優先順位の高位から順次資金配分していきます。

又、全項目・全額必要との経営判断が下された場合は自己資金の投入も考慮すると共に、新たな資金調達の方法を模索していくものとします。

(注5) M & Aが実現出来ない場合は、人財確保に充当し、自社の既存及び新規拠点の充実を図ると共に、外注対応・アライアンス(パートナー)との関係強化に充当します。

(1) M & A

・既存のコンサルティング事業について事業規模及び地域を拡大すべく、関東圏での営業規模の拡大と関西圏への本格進出を図る為に、当社がコンサルティング事業において業務委託等を行っている取引関係企業のM & Aを実施するほか、ERP事業に関連する人財を獲得し、コンサルティング事業拡大のための設備投資を行うため、100,000千円を充当する予定です。平成26年11月から平成27年9月までに全額を充当する予定です。

・M & A対象企業は、主にERPに関するコンサルティング事業を行っており、年間売上1億円～2億円、従業員10名～15名の企業1社を想定しています。

(2) 拠点設立

・当社の事業エリア拡大政策に基づき、効率的に事業を展開するために、関西圏に拠点を大阪市に1箇所設置するため、30,000千円を充当する予定です。平成26年11月から平成27年9月までに全額を充当する予定です。具体的には大阪に支店を設置するための調査を行い、事務所の設置、設備・IT機器等のインフラの整備を行う予定です。

(3) 海外事業展開

・当社の主力事業であるERPコンサルティングや新規事業製品であるワークスタイル変革を支援する自社製品について、日系企業の海外進出や外資系企業の日本国内参入向け展開に併せた販売を行うことを狙い、将来の拠点設置を睨んだ市場調査を行う(社内及び海外の事業に精通しているコンサルティング企業等への外部委託調査を実施)ため、10,000千円を充当する予定です。平成27年1月から平成28年3月までに全額を充当する予定です。

(4) クラウドERP

- ・当社の主力事業であるERPの販売先を中堅中規模企業へも拡大する為、海外にて開発されたクラウド型ERPシステム(グローバル経営管理・財務会計等)を導入することとし、当該製品の日本市場における販売実施準備を進める予定です。

また、対象となる製品の日本市場への適合性調査を行うと共に、担当スタッフの教育/訓練を行い、デモ環境を構築するための部材購入を行うことで、新規事業の基盤構築を図ります。

このために、15,000千円を充当する予定です。平成26年11月から平成27年3月までに全額を充当する予定です。

(5) クラウドタレントマネジメント

- ・新規事業領域として準備を進めているタレントマネジメント製品の取扱い製品を拡大するために、他社製品比較、日本市場への適合性調査を行うと共に、担当スタッフの教育/訓練を行い、デモ環境を構築するための部材購入を行うことで、当社の取扱い製品ラインナップを拡大させるため、15,000千円を充当する予定です。

平成27年1月から平成27年9月までに全額を充当する予定です。

(6) プラットホーム事業

- ・コンピュータシステムによる売上げを創出するために、プラットフォーム事業の検討を行う。

対象とするプラットフォーム製品の日本国内における需要調査を行うと共に、当該製品が日本市場で求められる性能や品質レベルに耐え得るものであるのか技術検証を行い、当社の新たな事業としていくため、15,000千円を充当する予定です。平成26年11月から平成27年12月までに全額を充当する予定です。

(7) 人事関連ソフト開発

- ・当社の強みである人事コンサルティング「初期人事精査項目・人事制度設計・人事の仕組構築・人事マニュアルまでの人事関連の総合コンサルティングビジネス」の効率的展開を図るために、そのソフトになる人財開発手法や標準テンプレート(雛形)を整備・開発するため、30,000千円を充当する予定です。

平成26年11月から平成27年12月までに全額を充当する予定です。

(8) 自社製品開発

- ・当社独自の「ワークスタイル変革(いつでも、どこからでも、セキュアに業務が行える)」製品の研究・開発を実施するため、19,484千円を充当する予定です。平成26年11月から平成28年3月までに全額を充当する予定です。具体的には、クラウドサーバとスマートデバイスを活用して、営業マンが外出先より営業資料を安全に利用したり、災害時や時短勤務者が在宅勤務を行う等、労働環境の変化へ対応できる仕組みとルール作りを支援する製品と導入のためのコンサルティングのテンプレートの開発を行う予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、平成26年10月20日開催の取締役会にて、本新株予約権の発行とともに、当社の取締役及び従業員に対する新株予約権（有償ストック・オプション。以下「本有償ストック・オプション」といいます。）の発行を決議しております。

本有償ストック・オプションの発行の概要は以下のとおりです。

(1) 新株予約権の総数	7,000個 (注) 上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数が募集の上限数に達しなかったこと等により割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。
(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式700,000株（1個当たり100株） (注) 上記の新株予約権の目的となる株式の数は上限を示したものであり、申込数が募集の上限数に達しなかったこと等により割り当てる新株予約権の数が減少した場合には、新株予約権の目的となる株式の数は減少いたします。
(3) 発行価額の総額	700,000円（1個当たり100円） (注) 上記発行価額の総額は上限の発行価額の総額を示したものであり、申込数が募集の上限数に達しなかったこと等により割り当てる新株予約権の数が減少した場合には、発行価額の総額は減少いたします。
(4) 新株予約権の割当日	平成26年11月5日
(5) 払込期日	平成26年11月26日
(6) 新株予約権の行使に際して出資される金銭の総額	67,900,000円（1株当たり96円） (注) 上記の新株予約権の行使に際して出資される金銭の総額は上限を示したものであり、申込数が募集の上限数に達しなかったこと等により割り当てる本有償ストック・オプションの数が減少した場合には、新株予約権の行使に際して出資される金銭の総額は減少いたします。
(7) 新株予約権の行使期間	平成29年4月1日から平成31年11月4日（但し、平成31年11月4日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）まで。 但し、本有償ストック・オプションの行使については、以下の条件が定められております。 本有償ストック・オプションの新株予約権者は、平成27年12月期乃至平成28年12月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）における営業利益の累計額が80百万円を超過している場合、平成28年12月期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から本有償ストック・オプションを行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限	譲渡による本有償ストック・オプションの取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
(9) 割当予定先	当社取締役および当社従業員 76名 7,000個

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
本店の所在地	東京都千代田区大手町二丁目6番2号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 浦谷 元彦
資本金	10百万円
事業の内容	投資事業
主たる出資者及びその出資比率	浦谷 元彦 100%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

(1) 本新株予約権の発行の目的及び理由

当社は、独立系コンサルティングファームとして、公認会計士・税理士・社会保険労務士やビジネス知識・経験豊富なスタッフを配置し、ビジネス・コンサルティング、システム・コンサルティング事業をもって、国内上場企業・中堅企業をお取引先様として企業貢献してまいりました。

コンサルティング事業の主力事業内容として、オラクル社のJDEdwards(会計・販売・生産・物流のアプリケーション・ソフト)、SAP社のERP(会計ソフト)やHCM(人事ソフト)の導入業務と上流のBPR(業務改革)策定や制度設計コンサルティングを経営の基盤として取り組んでまいりました。

昨年(2013年)9月に提出した有価証券届出書により調達しました資金は下記のとおり、有効活用しました。

目的1.「技術者の採用」に関し、実施時期2013年11月から2014年6月の期間にOracle JDEdwards及びSAP技術者とプロジェクトマネージャー等を8名採用(上級技術者3名、プロジェクトマネージャー要員2名、グローバル要員3名)する事が出来ました。

使途予算30,000千円に対し、採用に係る諸費用として2014年6月までに32,734千円を費やし、使途予定額を充当しました。

この採用により新たなコンサルティング開発・展開して行く為のベースを整える事が出来ました。

* JDEdward: 日本オラクル株式会社のアプリケーション・ソフトウェア、JDEdwards社より買収

* SAP: SAPジャパン株式会社の提供するERPソフトウェア

* ERP: 企業の基幹業務である会計管理・人事管理・給与管理等の基本システムを一元に管理する基幹業務システム

目的2.「人材育成・教育」に関しましては、実施時期 2013年11月から2014年7月の期間に、効果として技術者及びコンサル・営業の新規採用者を対象にJDEdwards及びSAP、新規製品等の教育として、社内外研修・技術・営業研修を実施する事が出来ました。又、研修・教育等により差別化への加速が図れクラウド化する技術対応、グローバル対応への展開が可能になりました。

使途予算50,000千円に対し、2014年7月までに50,643千円を費やし、使途予算全額を充当しました。

目的3.「コンサルティング事業の強化と新規ビジネスの立ち上げ」に関しましては、2014年1月から2014年9月の間に、効果として、新たに販売管理・生産管理・在庫管理・物流管理といったロジック領域のビジネスを立ち上げる事が出来、事業領域拡大の基礎が出来ました。人事管理の領域におきましては、「企業の人財を可視化し経営戦略に沿って育成・教育・採用するプロセス管理する」タレントマネジメント機能に関して、米国のCornerstone社とのライセンス販売、導入や定着化支援のコンサルティングサービスの提供を行う業務提携が図れ、新たな事業領域を確立する事が出来ました。

更に2014年6月以降、ビジネス開発本部、事業戦略室等を設置し、メーカーであるCornerstone社との信頼をより強固にする事が出来ました。また自社ブランド(GX 製品/企業の業務効率向上システム等)を立上げつつあります。

使途予算63,000千円に対し2014年9月までに61,528千円を費やし、2014年10月から2014年12月までに業務調査・研修費等3,000千円を予定しており、2014年12月にて使途予算全額を充当する予定です。

目的4.「新規アライアンスのための調査費」に関しましては、実施時期2014年1月から2014年9月の間、新規アライアンス調査として、国内及び海外(北米を中心)を調査しました。

2014年9月までの使途予算40,000千円に対し35,882千円を費やしました。継続して、2014年10月から2014年12月までに4,500千円の使途を予定しております。

効果としてしまして、10社を調査対象とし、2014年9月までに、日本オラクル社(人事戦略関連)・マクニカ(BOX)・ヤッパ(電子書籍)等とのアライアンスを組む事が出来ました。また更に10月以降、新規アライアンス1社との提携を予定しております。

また、事業を取巻く環境変化を鑑み、営業強化・コスト削減に着手し経営構造を改革・進化させてまいりました。

当社では上記の取組みを行ってまいりましたが、直前事業年度である平成25年12月期において、継続して営業損失、経常損失を計上しており、平成26年12月期第2四半期累計期間においても、営業損失、経常損失、四半期純損失を計上いたしました。このことから、当社は継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が発生していると考えられます。

こうした中、当社の既存事業領域であるERPコンサルティングの国内における市場成長率が鈍化しているために想定以上に売上高が低迷しております。このため既存事業領域において営業地域を拡大するとともに、販売先をこれまでの大企業に加えて中堅企業に拡大するために、クラウド製品の取扱いが必要であると判断しました。また、売上高を拡大し収益基盤を確保するために積極的に新規市場開拓・新規事業取組みを行う新たな中期事業戦略(2015年度~2017年度)を策定しました。

中期事業戦略の各年度の事業方針として

- ・2015年度『将来へのビジネス基盤の拡大準備、拠点拡大による本業事業領域の拡大』
- ・2016年度『成長産業領域における新規事業領域の拡大』
- ・2017年度『グローバル事業の拡大』

と方針を定め各年度ごとの目標を明確化させました。

又、中期事業戦略内の資本政策の一環として、積極的な投資により新規事業の急速な立ち上げを行うために本第三者割当増資を行う事といたしました。

具体的には、以下の施策をもとに、事業基盤を強化してまいります。

M & A

- ・投資予定金額：100,000,000円
- ・狙い：既存コンサルティング事業において業務委託等を行っている取引関係のある企業のM & Aを行うことで、既存事業領域における人財資源の確保及び充実を図ると共に、事業地域の拡大を実現していきます

拠点設立

- ・投資予定金額：30,000,000円
- ・狙い：関西圏での拠点設置の調査を行い、支店を設置することで効率的に関西圏の顧客開拓を実施していきます

海外事業展開

- ・投資予定金額：10,000,000円
- ・狙い：海外事業展開のための拠点設置の市場調査を実施します

クラウドERP

- ・投資予定金額：15,000,000円
- ・狙い：クラウド型ERPシステムを取扱製品として追加し、主力事業であるERPの販売先を中堅中規模企業へも拡大していきます

クラウドタレントマネジメント

- ・投資予定金額：15,000,000円
- ・狙い：新規事業領域として準備を進めているタレントマネジメントの取扱製品を追加し、取扱いラインナップの拡大を図ります

プラットフォーム事業

- ・投資予定金額：15,000,000円
- ・狙い：新たな事業として、コンピューターシステムによる売上創出のための市場調査、技術検証を実施します

人事関連ソフト

- ・投資予定金額：30,000,000円
- ・狙い：人事コンサルティングの効率的展開を図るための標準テンプレートの整備・開発を実施します

自社製品開発

- ・投資予定金額：19,484,000円
- ・狙い：労働環境変化に対応できる仕組みとルール作りを支援する、ツール開発を実施します

当社は、調達した資金をこれらの施策に充当し、主力事業の強化を図ることで、安定した事業収益とともに持続的な成長を確保することが見込まれることから、本資金調達が必要であると判断し、本新株予約権の発行を決定いたしました。

(2) 割当予定先を選定した理由

マイルストーン社を今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。当社はこれまで、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。また、割当予定先の選定にあたっては、第一に純投資を目的として、当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを優先し、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

このような検討を経て、当社は、平成26年10月20日開催の取締役会決議においてマイルストーン社を割当予定先とする第三者割当の方法による新株予約権の発行を行うことといたしました。マイルストーン社は、平成21年2月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数十社で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実にっております。開示資料を元に集計すると、同社は設立以降本日現在までに、当社を除く上場企業約30社に対して、第三者割当増資による新株式及び新株予約権の引受け並びに新株予約権の行使を行っている実績があります。また、当社におきましても、平成25年9月に転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権を引受け頂いた実績がございます。

マイルストーン社がこれまで引受けを行った新株予約権は主に行使価額と目的株式数が固定された新株予約権であり、実質的に行使可能となるのは発行会社の株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られます。発行会社の株価が権利行使価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、その行使実績からは、マイルストーン社による新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。

したがって、マイルストーン社を割当予定先として選定することは、適時の資金確保を図るという本新株予約権の発行目的に合致するものと考えております。また、本新株予約権は、下記の(3)及び(4)に記載したとおり、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が期待でき、現在、当社が採り得る資金調達手段の中でもっとも適した条件であり、資金調達の可能性が高いものであると判断いたしました。

(3) 本資金調達を選択した理由

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

その他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資、第三者割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。当社の現況において、間接金融(銀行借入)による資金調達は、与信枠や借入コストの問題もあり、また自己資本比率の低下を招くとの理由から、事実上調達困難な状況でございます。そのため、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、直接金融に依拠せざるを得ない状況であります。その検討において、公募増資は当社の決算数値及び無配が続いている現状では引受先が集まらないリスクが高く、また、第三者割当増資による新株式の発行につきましても、引受の了承を得られる先を見出すことは困難であると判断いたしました。

当社といたしましては、前述いたしましたように、早期の業績の回復を図るため事業の多角化及び強化を目指しており、そのためには一定規模の資金調達が必要であるため、今回の割当予定先に対する新株予約権の発行という方法を資金調達の手法として選択いたしました。

本資金調達方法(第三者割当による新株予約権発行)について

本資金調達方法は当社が主体となり一定の条件のもと新株予約権の行使指示を行うことができることが大きな特徴であり、また、下記に記載のとおり既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっていることから、現時点において他の増資施策と比較して優れていると判断いたしました。また、本資金調達の検討にあたり具体的に当社が新株予約権の割当予定先に求めた点として、純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること、株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと、大株主として長期保有しないこと、株式流動性の向上に寄与するとともに予期しない株主の出現を防ぐために、取得した株を相対取引ではなく市場で売却すること、環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であります。マイルストーン社との協議の結果、同社からこれらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

1. 株式価値希薄化への配慮

割当予定先は純投資目的であるため、当社の業績・株式市場環境により株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使は行われません。株価が権利行使価額を上回った場合、割当予定先であるマイルストーン社は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、大株主として長期保有しないことを担保するため、本新株予約権の発行決議日(平成26年10月20日)時点における当社発行済株式総数(12,600,732株)の10%(1,260,073株)を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。また一方で、行使価額を一定以上上回った場合には、当社が割当予定先に対し、一定割合の行使指示が可能な条項を付しております。これらにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

2. 流動性の向上

本新株予約権の行使による発行済株式総数は、当社発行済株式総数の19.05%(2,400,000株)であり、割当予定先による新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

3. 資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、当社取締役会決議により発行価額と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。これにより、当社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

4. 行使の促進性

本新株予約権の内容及び本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社との間で締結が予定されている本契約においては、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となる後述の「(4)エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について」に記載する特徴を盛り込んでおります。

本新株予約権が行使され、自己資本が増加することにより財務基盤が安定し、借入等による資金調達手段の可能性も広がってまいります。従いまして、当社といたしましては、本資金調達スキームを実施し時機を捉えた事業資金の投入により、経営基盤の強化を着実に推進するとともに早期の業績回復を達成し自己資本の充実を図ることが、既存の株主の皆様をはじめステークホルダー各位の利益向上に繋がるものと考えております。

(4) エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について

本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインは、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様の株主価値の希薄化の抑制を図りつつ、具体的な資金需要が決定された時点において機動的な資金調達を実行することを目的として設定されており、以下の特徴があります。

行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。発行当初から行使価額は100円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から2,400,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

行使指示条項

本契約においては、以下の行使指示条項が規定されております。

すなわち当社は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定割合を超過した場合(かかる場合を以下、「条件成就」といいます。)、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、当社が本新株予約権の行使を指示(以下、「行使指示」といいます。)することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使するため、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達が期待されます。

具体的には、当社は割当予定先との間で締結される本契約に基づき、当社の裁量により割当予定先に10日以内に行使すべき本新株予約権数を行使指示することができます。

各行使指示は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%(130円)を超過した場合に、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東証JASDAQスタンダードにおける当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の東証JASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%(150円)を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東証JASDAQスタンダードにおける当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、本契約に基づく行使指示の株数は直近7連続取引日(条件成就日を含む。)の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、マイルストーン社と株式会社ティーオーコーポレーションが締結した株式貸借契約の範囲内(300,000株)とすることとしております。

行使制限条項

本新株予約権には、本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日(平成26年10月20日)時点における当社発行済株式総数(12,600,732株)の10%(1,260,073株)を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されております。

かかる行使制限条項により、割当予定先が当社との合意に反して大株主として長期保有することを防止することができ、また、過度な一度の大量行使による希薄化を防止することも可能となります。

取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の手続きを経て、当社は本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当てで発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記(2)記載の行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

d. 割り当てようとする株式の数

マイルストーン社に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数は2,400,000株であります。

e. 株券等の保有方針

割当予定先であるマイルストーン社とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当社の企業価値向上を期待した純投資である旨、意向を表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、平成25年2月1日から平成26年1月31日に係るマイルストーン社の第2期事業報告書を受領し、その損益計算書により、当該期間の売上高99億68百万円、営業利益が80百万円、経常利益が73百万円、当期純利益が2百万円であることを確認し、また、貸借対照表により、平成26年1月31日現在の純資産が98百万円、総資産が17億54百万円であることを確認いたしました。また、当社はマイルストーン社の預金口座の通帳の写しを受領し、平成26年10月1日現在の預金残高が4億68百万円であることを確認し、払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。

なお、本新株予約権の行使に当たっては、マイルストーン社は、基本的に新株予約権の行使を行い、上記「第1〔募集要項〕 1〔新規発行新株予約権証券（第3回新株予約権証券）〕（2）〔新株予約権の内容等〕 注1本新株予約権の行使指示」に記載した株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を市場で売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはなく、また、その円滑な実施のために、当社の大株主である株式会社ティーオーコーポレーションとの間で、当社株式の貸借契約を締結します。また、マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても当社と概ね同様のスキームで、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株予約権の発行価額総額の払込みに要する金額を有しているものと判断いたしました。

g．割当予定先の実態

当社は、マイルストーン社から、同社の役員が反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。当社においても、マイルストーン社とは昨年9月に転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の割当を行う際、独自の調査機関（株式会社ジグダイ 東京都千代田区神田美土代町3-4）に調査を依頼し、反社会的勢力との関係が無い事を確認しており、又今回も同社の役員及び出資者は浦谷氏のみであることが謄本及び事業報告から明らかであり反社会的勢力とは関係が無い事を確認しております。加えて、マイルストーン社の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関（株式会社トクチョー 東京都千代田区神田駿河台3-2-1）にも調査を依頼し、確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

割当予定先であるマイルストーン社が、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3【発行条件に関する事項】

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、公正性を期すため、独立した第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役社長 野口真人）（以下、「ブルータス・コンサルティング」という。）に対して本新株予約権の発行価額の算定を依頼しております。ブルータス・コンサルティングは、本新株予約権の発行価額の算定に際し、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いております。当社は、ブルータス・コンサルティングによる評価書を参考に、第3回新株予約権の1個当たりの払込金額を10,100円（1株当たり0.202円）といたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日（平成26年10月17日）の東証JASDAQスタンダードにおける普通取引の終値96円を参考として1株100円（プレミアム率4.2%）に決定いたしました。行使価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議し、また、資金調達の確実性を上げるためには行使価額を低く抑えることが有効であることを考慮した上で総合的に判断いたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均106円に対する乖離率は5.7%ですが、当該直前営業日までの3か月間の終値平均106円に対する乖離率は5.7%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均91円に対する乖離率は9.9%となっております。

本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、最近3か月間の当社株価の変動が激しかったため、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考えられ、また、現在の株価より低い水準である過去の特定期間の株価を反映して行使価額を算定するのは、株主の皆様の利益にもそぐわないと考え、取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

この行使価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準じており、また、これにより算定した発行価額については、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

当該判断に当たっては、前述のとおり第三者評価機関による評価書を参考にしております。また、当社監査役全員より、発行条件が特に有利な金額には該当せず適法である旨の意見を頂いております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数 に対する所有議決権数 の割合
株式会社ティーオーコーポレーション	東京都中野区中央1丁目40-3	3,211,500	25.49%	3,211,500	21.41%
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	東京都千代田区大手町2丁目6-2	-	-	2,400,000	16.00%
大島 幸子	東京都中野区	1,000,000	7.94%	1,000,000	6.67%
中野 孝一	奈良県生駒郡安堵町	514,200	4.08%	514,200	3.43%
株式会社ゼット	東京都中央区銀座8丁目15-3	454,500	3.61%	454,500	3.03%
高橋 真一	静岡県静岡市駿河区	364,300	2.89%	364,300	2.43%
宮永 義鎮	東京都渋谷区	285,000	2.26%	285,000	1.90%
大島 剛生	東京都中野区	271,000	2.15%	271,000	1.81%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	250,100	1.98%	250,100	1.67%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	240,200	1.91%	240,200	1.60%
計	-	6,590,800	52.31%	8,990,800	59.94%

(注) 1. 平成26年6月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年6月30日現在の発行済株式総数に、マイルストーン社に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数2,400,000株(議決権24,000個)を加えて算定しております。

3. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

4. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株として割当予定先にて保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。

但し、本新株予約権の行使により、マイルストーン社が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日(平成26年10月20日)時点における当社発行済株式総数(12,600,732株)の10%(1,260,073株)を超える事となる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使は出来ない旨の行使条件が付されております。

5. 当社は、平成26年10月20日開催の取締役会にて、本新株予約権の発行とともに、本有償ストック・オプション(本有償ストック・オプションの割当てが募集の上限の発行数において行われた場合において、本有償ストック・オプションに係る新株予約権がすべて行使された場合に交付される当社普通株式の数は700,000株(議決権の数7,000個))の発行を決議しており、これを上記表に加えた大株主の状況は以下のとおりです(本有償ストック・オプションの割当てが募集の上限の発行数において行われた場合を前提としています。)
6. マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、本新株予約権証券の割当て予定先であり、同社から、本新株予約権証券の行使により取得した株式については市場で早期に売却する意向である旨表明いただいておりますので、大株主として固定化されることはありません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当て後の所有 株式数 (株)	割当て後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社ティーオーコーポレーション	東京都中野区中央1丁目40-3	3,211,500	25.49%	3,211,500	20.46%
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	東京都千代田区大手町2丁目6-2	-	-	2,400,000	15.29%
大島 幸子	東京都中野区	1,000,000	7.94%	1,000,000	6.37%
中野 孝一	奈良県生駒郡安堵町	514,200	4.08%	514,200	3.28%
株式会社ゼット	東京都中央区銀座8丁目15-3	454,500	3.61%	454,500	2.89%
高橋 真一	静岡県静岡市駿河区	364,300	2.89%	364,300	2.32%
宮永 義鎮	東京都渋谷区	285,000	2.26%	285,000	1.82%
大島 剛生	東京都中野区	271,000	2.15%	421,000	2.68%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	250,100	1.98%	250,100	1.59%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	240,200	1.91%	240,200	1.53%
計	-	6,590,800	52.31%	9,140,800	58.22%

6【大規模な第三者割当ての必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第50期有価証券報告書及び四半期報告書（第51期第2四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

2．臨時報告書の提出について

組込情報である第50期有価証券報告書の提出日（平成26年3月28日）以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成26年3月31日提出の臨時報告書）

1．提出理由

平成26年3月28日開催の当社第50期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2．報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年3月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 本店の所在地を千代田区に変更する。

(2) 発行可能株式総数を30,000,000株にする。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、大島剛生、西岡重機、林芳隆、大島貴之及び野澤裕を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、長岡亮介を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	67,052	228	0	(注)1	可決(99.66%)
第2号議案				(注)2	
大島 剛生	67,177	103	0		可決(99.84%)
西岡 重機	67,077	203	0		可決(99.69%)
林 芳隆	67,087	193	0		可決(99.71%)
大島 貴之	67,177	103	0		可決(99.84%)
野澤 裕	67,077	203	0		可決(99.69%)
第3号議案	67,090	190	0	(注)2	可決(99.71%)

- (注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権数は加算しておりません。

3. 最近の業績の概要について

第51期(平成26年12月期)第3四半期累計期間(自平成26年1月1日至平成26年9月30日)

第51期(平成26年12月期)第3四半期累計期間(自平成26年1月1日至平成26年9月30日)における売上高の見込みは以下のとおりであります。なお、下記の数値については決算処理確定前の暫定数値であり変動する可能性があります。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了しておりません。

売上高以外の資料につきましては、現時点で算出することは困難であり、記載を行うとかわって株主及び投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがあるため記載しておりません。

売上高(千円)	522,896
---------	---------

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第50期)	自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日	平成26年3月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第51期第2四半期)	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	平成26年8月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年3月25日

株式会社ジェクシード

取締役会 御中

フロンティア監査法人

指 定 社 員 公認会計士 藤 井 幸 雄 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 遠 田 晴 夫 印
業 務 執 行 社 員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェクシードの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェクシードの平成25年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジェクシードの平成25年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ジェクシードが平成25年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 8月12日

株式会社ジェクシード

取締役会 御中

フロンティア監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤井 幸雄 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 本郷 大輔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェクシードの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第51期事業年度の第2四半期会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成26年1月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジェクシードの平成26年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。